

任意団体「愛水ボランティア」

第 16 回総会議案書

令和 5 年 5 月

第1号議案 令和4年度事業活動報告並びに決算報告

1. 令和4年度事業活動報告

No.	区 分	内 容
1	世話人会	4月19日(火)14時から世話人会を開催し、第15回総会と講演会を5月24日(火)午後2時から開催することとした。
2	総 会	第15回愛水ボランティア総会を開催しました。 (参加者38名) 日時：令和4年5月24日(火)午後2時～ 場所：名古屋市市民活動推進センター集会室 内容：定例総会(議案書の審議)
3	世話人会	5月24日(火)15時から名古屋市市民活動推進センター集会室で第2回世話人会を開催しました。 議題：世話人役割分担、会員連絡簿等について
4	世話人会	8月23日(火)14時から県国際交流協会団体交流室で第3回世話人会を開催しました。 議題：秋期研修会案について
5	防災訓練 (愛水班)	9月1日(木)に愛知用水水道事務所(本所)が、阿久比広域調整池で実施した地震防災訓練に、愛水班の会員3名が参加しました。
6	環境整備	木祖村にて予定していた水源地における環境保全活動(草刈り)は、感染拡大状況を踏まえ、今年度の実施は取り止めとしました。
7	世話人会	9月27日(火)14時から県国際交流協会団体交流室で第4回世話人会を開催しました。 議題：秋期研修について
8	秋期研修会 (尾張旭班)	秋期研修会を下記のとおり開催しました。 (参加会員27名) 日時：11月8日(火) 太田川駅前(9:20集合～15:30解散) 【研修内容】 ①バイオガス発電施設見学 ②半田赤レンガ建物見学 ③酒の文化館見学・半田運河蔵の街散策 ④佐布里池耐震補強工事の完了視察
9	募金活動	11月18日に本年分の木祖村どんぐり募金(14,378円)を村に渡しました。
10	世話人会	12月13日(火)14時から県国際交流協会団体交流室で第5回世話人会を開催しました。 議題：冬期研修について、世話人会の体制見直しの検討等
11	防災訓練 (尾張旭班)	2月2日(木)尾張旭出張所と水道北部ブロック協議会が、三ヶ峰広域調整池に於いて実施した合同水道防災訓練に会員4名が参加しました。

No.	区 分	内 容
12	清掃活動 (愛水班)	2月4日(土)に愛水事務所本所と知多市が主催する佐布里池周辺の清掃活動(ゴミ拾い)に、会員5名(愛水班)が参加しました。
13	冬期研修会 (尾水班)	冬期研修会を下記のとおり開催しました。 (参加会員32名) 日時:2月7日(火) 場所:名古屋市市民活動推進センター集会室 【研修内容】 講演1:演題「明治用水頭首工の漏水について」 講演2:演題「佐布里池耐震補強工事について」 講師 愛知県企業庁水道部職員
14	世話人会	2月14日(火)13時30分から県国際交流協会団体交流室で第6回世話人会を開催しました。 議題:新規会員募集について、体制見直しの検討等
15	啓発活動 (愛水班)	3月4日(土)午前10時から、佐布里池梅まつりに協賛して水道事務所が主催する水道啓発活動(クイズラリー)に協力参加(3名)しました

2. 令和4年度決算報告

1) 収入の部

(単位：円)

項目	予算額 A	決算額 B	対予算比 B/A	備考
本事業の事業収入	174,000	162,000	93.1%	会費2,000円×75人 入会3,000円×4人
備品購入負担金	6,500	5,200	80.0%	帽子・安全ベスト・ヘルメット等 4人
活動参加費	130,000	40,500	31.2%	秋研修1,500円×27人 環境保全活動中止
前年度繰越金	63,943	63,943	100.0%	
その他	1,557	48,480	3074.8%	寄付220円 旅行支援還付金48,260円
収入合計	376,000	320,123	85.1%	

2) 支出の部

(単位：円)

項目	予算額 A	決算額 B	対予算比 B/A	備考
(1) 水道啓発活動費	3,000	0	0%	コロナ禍のため活動中止
(2) 災害支援活動費	7,000	0	0%	コロナ禍のため活動中止
(3) 研修活動費	258,000 (298,000)	168,126	65.2%	環境保全活動中止 秋期研修会、冬期研修会
(4) 会議費	22,000	25,324	115.1%	総会、世話人会
(5) 備品購入費	44,000 (4,000)	43,010	97.8%	ジャンパー購入
(6) 通信費	17,000	8,974	52.8%	切手代、はがき代、封筒代等
(7) 保険料	23,000	21,250	92.4%	ボランティア保険
(8) 事務費	1,000	315	31.5%	加入はがき
(9) 予備費	1,000	0	0%	
支出合計	376,000	266,999	71.0%	

(3)から(5)に40,000円流用


注) 収支差金 53,124円は翌年度に繰越。

3. 監査報告

任意団体愛水ボランティアの令和4年度収支決算について、証票ならびに関係書類を精査したところ、適正に処理されていることを確認しました。

令和5年4月3日

監査員

近藤博信 

第2号議案 令和5年度事業活動計画並びに予算

1. 事業活動計画

1) 総会・講演会の開催

開催日：令和5年5月23日（火）

場 所：名古屋市市民活動推進センター集会室
（ナディアパーク デザインセンタービル6F）

議 題：1) 令和4年度事業活動並びに決算報告
2) 令和5年度事業活動計画並びに予算
3) 事業活動体制の見直し及び役員の改選
4) その他

2) 大規模地震時における水道実務経験者協力制度等に基づく活動

(参加予定会員数延30名)

① 企業庁全体防災訓練

実施日：8月26日（土）午前7時～

場 所：赤羽根広域調整池

② 水道事務所主催防災訓練

実施日：9月を中心に実施見込み

3) 啓発活動（参加予定会員数 延べ20名）

① 水道週間における企業庁のPR活動の支援 （県企業庁、愛知水と緑の公社との協働）

実施日：5月～

班 名	日 時	活 動 場 所
愛水班	5月30日（火）午後4時～ 5月31日（火）午後4時～	（尾張旭地区）名鉄尾張旭駅前 （知多地区）名鉄太田川駅前
尾張班	未定	未定
三河班	6月1日（木）午前10時～ 5月29日（月）午前7時45分～	（西三河地区）イトーヨーカド ー安城店 （東三河地区）豊橋駅東口

② 5月3日（祝） 「一宮リバーサイドフェスティバル」で 企業庁と協働で啓発活動：尾張班

③ 5月27日（土）～28日（日）（予定） 豊川「おいでん祭」で企業庁と協働で啓発活動：三河班

④ 令和6年2月（予定） 知多市佐布里池梅まつりで企業庁と協働で啓発活動：愛水班

4) 環境保全事業

- ① 水源地における環境保全活動（参加予定会員数7名）
実施日：開催時期を検討中
場 所：長野県木曾郡木祖村
活動内容：こだまの森除草作業等
- ② 清掃活動等各種イベント参加
 - 1) クリーンアップ大作戦
実施日：未定
場所：明治用水、愛知池
 - 2) 浄水場等清掃活動
実施日：令和6年2月（予定）
場所：水源の森（知多浄水場）
 - 3) 河川愛護活動参加
実施日：未定
場所：未定

5) その他の事業活動

- ① 秋期研修会（参加予定会員数30名）
開催時期：11月中旬を予定
開催場所：未定
- ② 冬期研修会（参加予定会員数40名）
開催時期：2月中旬を予定
開催場所：未定
- ③ その他
 - ・世話人会を随時開催
 - ・ボランティア保険への加入

2. 令和5年度予算

1) 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	前年度決算額	備考
本事業の事業収入	158,000	162,000	会費2,000円×73人 入会2,000円×6人
備品購入負担金	12,000	5,200	帽子・安全ベスト・ジャンパー等 2,000円×6人
活動参加費	130,000	40,500	環境保全活動10,000円×7人 秋期研修会2,000円×30人
前年度繰越金	53,124	63,943	
その他	876	48,480	利息等
収入合計	354,000	320,123	

2) 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	前年度決算額	備考
(1) 水道啓発活動費	10,000	0	お茶等補助 500円×20人
(2) 災害支援活動費	7,000	0	交通費2000円×2台 お茶等補助 500円×6人
(3) 研修等活動費	290,000	168,126	環境保全活動 114,000円 (1泊2食7人70,000円、土産代 4,000円、相乗り車代40,000円) 秋期研修会 168,000円 (バス代等104,000円、土産代 4,000円、昼食代60,000円) 冬期研修会 8,000円
(4) 会議費	18,000	25,324	総会8,000円 世話人会10,000円
(5) 備品購入費	0	43,010	
(6) 通信費	9,000	8,974	切手、はがき、封筒等
(7) 保険料	11,000	21,250	ボランティア保険
(8) 事務費	1,000	315	
(9) 予備費	8,000	0	
支出合計	354,000	269,999	

第3号議案 事業活動体制の見直しに伴う規約の改正及び役員の変更

近年の新規会員の減少及び会員の地域偏在化に対応するため、事業活動体制を見直すものとして従来の尾張旭班、愛水班、尾水班、西水班、東水班の5班体制から、愛水班（尾張旭と愛水を統合）、尾張班、三河班（西水と東水を統合）の3班体制とし、世話人数も見直しします。

また、併せて世話人の長期従事、高齢化の現状を解消していきます。

1) 世話人について規約の改正及び改選

規約の改正

「規約第4条 世話人 15名程度→世話人 10名程度」に改正

【改正条文】

「第4条 本会を運営するため、世話人 10名程度を置くこととし、総会において選出する。そのうち1名を世話人の互選により代表者とする。」

世話人の改選

世話人 田口晶一、西脇幹人、鈴木幹治、白井芳明、伊奈克芳、土井康夫、津田健司が退任し、新たに森井秀幸、大藤毅、近藤昭次が就任します。

【令和5年度役員名簿】

役名	氏名	電話番号	携帯電話番号	担当班	備考
世話人代表	杉浦 誠治			総括	愛水班
世話人	寺田 壽			愛水班	
世話人	種村 充誉広			愛水班	
世話人	森井 秀幸			愛水班	新任
世話人	原田 宏			尾張班	
世話人	小瀬村 昌治			尾張班	
世話人	大藤 毅			尾張班	新任
世話人	近藤 修			三河班	
世話人	坂部 逸夫			三河班	
世話人	近藤 昭次			三河班	新任

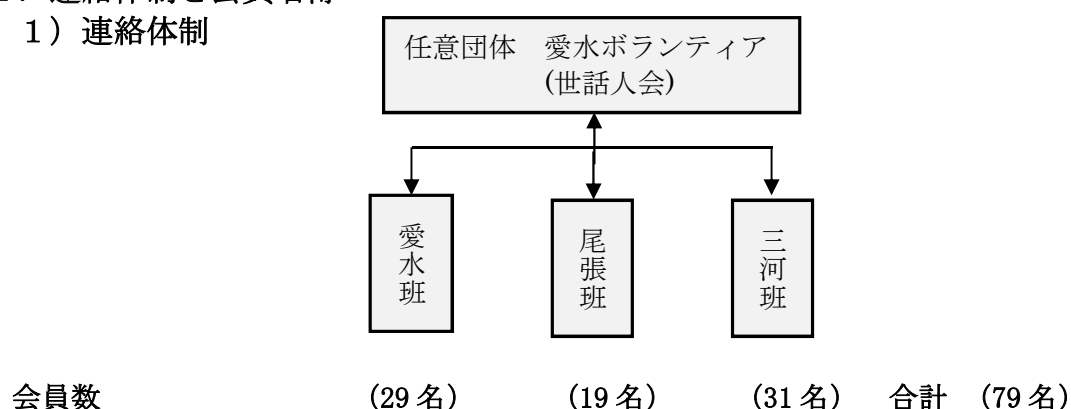
2) 令和5年度体制について

本総会以降、世話人代表 杉浦誠治、会計 近藤 修、監査員 津田健司、事務局 種村充誉広、小瀬村昌治 が担当します。

その他

1. 連絡体制と会員名簿

1) 連絡体制



2) 会員名簿

令和5年度愛水ボランティア会員名簿

令和5年5月23日現在の会員総数 79名（新規会員は氏名欄に☆印、世話人は太字で表示）

愛水班(29名)		尾張班(19名)	三河班(31名)	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
松永 房義	堀端 繁春	大西 進	黒田 節男	飯窪 正純
河村 民夫	加古 慶治	服部 保夫	畔柳 良一	金子 實
野田 静市	三輪 彰一	鶴見 俊彦	松井 繁明	石原 勝行
伊藤 和義	船木 堅太郎	脇田 惇一	鈴木 清美	野口 定雄
今津 孝	山田 良一	中野 秀秋	中山 博人	岩田 好夫
森島 信雄	工藤 通子	杉浦 美昭	近藤 博英	齋竹 龍雄
倉田 弘志	森本 尚也	川崎 宗雄	前島 基樹	小川 守
杉浦 誠治	田口 晶一	伊神 英治	櫻井 勝	谷山 健二
西脇 幹人	八木 裕嗣	松永 修一	土井 政明	岡野 清彦
鈴木 幹治	森 文利	杉本 幸誠	尾崎 良一	河邊 廣明
森井 秀幸	吉野 健	亀山 正広	杉浦 康夫	津田 健司
西 哲哉	寺田 壽	原田 宏	近藤 博信	坂部 逸夫
☆伊藤 敏宏	種村充誉広	白井 芳明	伊奈 克芳	
	児玉 正三	平松 尚司	古沢 猛	
	宇野 和峰	小瀬村昌治	土井 康夫	
	☆杉本 靖文	吉村 宗俊	近藤 修	
		長谷川勝正	☆梅村 年幸	
		大藤 毅	☆近藤 昭次	
		☆尾平 淳一	☆山田 智久	

総 計

79名

2 最近の活動状況

4月18日（火）

世話人会（総会開催について）

5月 3日（祝）

「一宮リバーサイドフェスティバル」で啓発活動
（尾張班6名参加）

3 その他

任意団体「愛水ボランティア」設置規約 (改正後)

(名 称)

第1条 本会は、任意団体「愛水ボランティア」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、愛知県企業庁の所管する「大規模地震時における水道実務経験者協力制度」(以下「協力制度」という。)の効果的な運用を図るとともに水源環境の保全、水道についての啓発など安全で安定した水道用水及び工業用水の供給に寄与することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、原則として愛知県企業庁の水道用水供給事業ならびに工業用水道事業に携わった退職者のうち、本会の目的に賛同した者をもって構成する

2 本会への入退会については、世話人会の審議を経て決定する。

(役 員)

第4条 本会を運営するため、世話人10名程度を置くこととし、総会において選出する。そのうち1名を世話人の互選により代表者とする。

2 代表者は本会の運営を総括する。

3 世話人は、代表を補助し、本会の運営上必要な事項について審議する。

(会 議)

第5条 本会の運営状況の確認、会員相互の連携強化、情報交換等を図るため、年1回総会を開催する。

2 本会の運営上必要な事項について審議するため、必要の都度世話人会を開催する。

(業 務)

第6条 本会の目的を遂行するため、主体的活動として次の業務を行う。

① 協力制度に基づく地震防災対策の支援

② 環境保全事業

③ 水道についての啓発活動

④ その他水道事業の発展に資する各種支援事業

(報酬等)

第7条 本会設置の趣旨に鑑み、活動に対する報酬は原則無償とする。

(会 計)

第8条 本会運営上必要となる経費については、会費、寄付金等をもって充てる。

2 会費は、1人につき年額2,000円とする。

3 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第9条 本会の事務局は、代表者宅とする。

附則

1、この規約は、平成19年12月1日から施行する。

2、この規約は、平成20年4月1日から施行する。

3、この規約は、平成24年5月15日から施行する。

4、この規約は、令和5年5月23日から施行する。